

札幌市の個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等の具体例(税事務)

平成31年(2019年)4月1日現在

第1欄	番号法施行規則	札幌市本人確認措置実施要綱	概要	税事務における具体例	
規則第1条第1項第2号	第2欄 官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、通知カードに記載された氏名及び出生の年月日又は住所(以下「個人識別事項」という。)が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	第3欄 1-1	本人の写真の表示のある身分証明書等(学生証又は法人若しくは官公署が発行した身分証明書若しくは資格証明書等をいう。以下同じ。)で、個人識別事項の記載があるもの(提示時において有効なものに限る。以下「写真付身分証明書等」という。)	本人が窓口に来庁して個人番号の提供を行う場合の写真つき身元確認書類	写真付き学生証 写真付き身分証明書(本人確認証等) 写真付き社員証 写真付き資格証明書(税理士証票、船員手帳、海技免状、狩猟・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証(宅地建物取引主任者証)、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、検定合格証(警備員に関する検定の合格証)等)
		1-2	戦傷病者手帳その他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のある書類で、個人識別事項の記載があるもの(提示時において有効なものに限る。以下「写真付公的書類」という。)	戦傷病者手帳等	
		1-3	個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、当該個人番号利用事務等実施者に対して当該書類を使用して提出する場合における当該書類	札幌市から送付されるプレ印字書類で札幌市へ提出するもの(市・道民税申告書、事務所事業所又は家屋敷申告書、償却資産申告書、現況届等)等	
		1-4	官公署又は個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、個人番号利用事務等実施者に対して、申告書又は申請書等と併せて提示又は提出する場合の当該書類	官公署、個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者が個人識別事項(氏名及び住所又は生年月日)を印字して交付した次の書類 納税通知書、納付(納入)通知書、督促状、納付(納入)催告書、税に関する各種申告書・申請書の送付文、お知らせはがき、控除申請に関する書類等	
規則第1条第3号	第2欄 官公署又は個人番号利用事務実施者若しくは個人番号関係事務実施者(以下「個人番号利用事務等実施者」という。)から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(通知カードに記載された個人識別事項の記載があるものに限る。)	2-1	本人の写真の表示のない身分証明書等で、個人識別事項の記載があるもの(提示時において有効なものに限る。以下「写真なし身分証明書等」という。)	本人が窓口に来庁して個人番号の提供を行う場合の写真つきでない身元確認書類	学生証(写真なし) 身分証明書(写真なし) 社員証(写真なし) 資格証明書(写真なし)(生活保護受給者証、恩給等の証書、ひとり親医療助成受給者証、重度心身障害者医療受給者証等)
		2-2	地方税若しくは国税の領収証書、納税証明書又は社会保険料若しくは公共料金の領収証書で領収日付の押印又は発行年月日及び個人識別事項の記載があるもの(提示時において領収日付又は発行年月日が6か月以内のものに限る。以下「地方税等の領収証書等」という。)	地方税、国税、社会保険料、公共料金の領収書(領収証書) 各種税証明書等	
		2-3	印鑑登録証明書、戸籍の附票の写しその他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のない書類(これらに類するものを含む。)で、個人識別事項の記載があるもの(提示時において有効なもの又は発行若しくは発給された日から6か月以内のものに限る。以下「写真なし公的書類」という。)	印鑑登録証明書 戸籍の附票の写し(謄本若しくは抄本も可) 住民票の写し、住民票記載事項証明書 母子健康手帳等	
		2-4	個人番号利用事務等実施者が本人に対して交付した書類で個人識別事項の記載があるもの(以下「本人交付用書類」という。)	給与所得の特別徴収税額通知書 納税通知書 源泉徴収票(給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票・特別徴収票、公的年金等の源泉徴収票) 支払通知書(配当等とみなす金額に関する支払通知書、オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書、上場株式配当等の支払通知書、特定割引債の償還金の支払通知書) 特定口座年間取引報告書 未成年者口座年間取引報告書 年金証書 基礎年金番号通知 札幌市が発行した各種医療受給者証(子ども医療費等) 国民健康保険資格証明書 雇用保険受給資格者証 生活保護受給に係る証明書 健康保険脱退証明書 仮滞在許可証 一時庇護許可証 恩給の証明書 戸籍住民課の住所異動届の写し(当日受付に限る) 国民健康保険、国民年金保険、介護保険、後期高齢者医療保険、地方税、国税、各種公共料金の通知書等	

規則第3条第1項第5号	3	過去に法第16条の規定により本人確認の措置を講じた上で受理している申告書等に記載されている純損失の金額、雑損失の金額その他当該提供を行う者が当該提供に係る申告書等を作成するに当たって必要となる事項又は考慮すべき事情（以下「事項等」という。）であって財務大臣等が適当と認める事項等	3-1	修正申告書に記載された修正申告直前の課税標準額若しくは税額等又は更正の請求書に記載された更正の請求直前の課税標準額若しくは税額等その他これに類する事項	租税に関する事務において本人が窓口に来庁して個人番号の提供を行う場合の身元確認書類	現在のところ市税に関する書類には該当するものはありません。
規則第2条第2号	4	官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号。以下「令」という。）第12条第1項第1号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	4-1	写真付身分証明書等	本人が窓口に来庁して個人番号の提供を行う場合の写真つき身元確認書類	1-1と同じ。
			4-2	写真付公的書類	（個人番号が記載された住民票の写し等で番号確認を行う場合）	1-2と同じ。
			4-3	個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、当該個人番号利用事務等実施者に対して当該書類を使用して提出する場合における当該書類		1-3と同じ。
			4-4	官公署又は個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、個人番号利用事務等実施者に対して、申告書又は申請書等と併せて提示又は提出する場合の当該書類		1-4と同じ。
規則第3条第1項第6号	5	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（法第2条第5項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）の提供を行う者の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。）	5-1	本人交付用書類又は官公署若しくは個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの	本人が窓口に来庁して個人番号の提供を行う場合の番号確認書類	マイナンバーカード（個人番号カード）
			5-2	法の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第15条の規定により還付された通知カード（以下「還付された通知カード」という。）又は同省令第32条第1項の規定により還付された個人番号カード（以下「還付された個人番号カード」という。）		国外転出者に還付されるマイナンバーカード（個人番号カード）又は通知カード
規則第2条第2号	6	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	6-1	写真なし身分証明書等	本人が窓口に来庁して個人番号の提供を行う場合の写真つきでない身元確認書類	2-1と同じ。
			6-2	地方税等の領収証明書等		2-2と同じ。
			6-3	写真なし公的書類	（個人番号が記載された住民票の写し等で番号確認を行う場合）	2-3と同じ。
			6-4	本人交付用書類		2-4と同じ。
規則第3条第4項	7	本人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項	7-1	個人番号利用事務等実施者により各人別に付された番号、本人との取引や給付等を行う場合において使用している金融機関の口座番号（本人名義に限る。）、証券番号、直近の取引年月日等の取引固有の情報等のうちの複数の事項	本人が電話で個人番号の提供を行う場合の身元確認のための事項	給与所得の特別徴収税額通知書番号 納税通知書番号 札幌市統一コード 同居の家族の氏名・生年月日 社員番号（給与源泉徴収票記載情報） 職員番号（給与源泉徴収票記載情報） 口座番号（市税振替口座） その他、本人しか知り得ない事項
規則第3条第5項	8	本人から個人番号の提供を受ける場合であって、その者と雇用関係にあることその他の事情を勘案し、その者が通知カード若しくは令第12条第1項第1号に掲げる書類に記載されている個人識別事項又は規則第1項各号に掲げる措置により確認される個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかであると個人番号利用事務実施者が認める場合	8-1	雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている雇用関係その他これに準ずる関係にある者であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が通知カード若しくは令第12条第1項第1号に掲げる書類に記載されている個人識別事項又は規則第3条第1項各号に掲げる措置により確認される個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であること（以下「個人番号の提供を行う者が本人であること」という。）が明らかな場合	本人が雇用関係等のある者に個人番号の提供を行う場合の身元確認措置	雇用関係にある者から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人であることが確認できる場合
			8-2	民法に規定する扶養義務者その他の親族（以下「扶養親族等」という。）であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人であることが明らかな場合		扶養親族等から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人であることが確認できる場合
			8-3	過去に本人であることの確認を行っている同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人であることが明らかな場合		過去に本人確認を実施しており、対面で本人と確認できる場合

規則第4条第2号前段	9	官公署若しくは個人番号利用事務等実施者から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であつて個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（当該提供を行う者の個人番号及び個人識別事項が記載されているものに限る。）	9-1	個人番号カード又は通知カード	本人がオンラインで個人番号の提供を行う場合の番号確認書類	マイナンバーカード（個人番号カード）、通知カード
			9-2	還付された個人番号カード又は還付された通知カード		国外転出者に還付されるマイナンバーカード（個人番号カード）又は通知カード
			9-3	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書（以下「住民票の写し又は住民票記載事項証明書」という。）であつて、氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び個人番号が記載されたもの		住民票の写し、住民票記載事項証明書（個人番号が記載されたものに限る）
			9-4	本人交付用書類又は官公署若しくは個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの		現在のところ市税に関する書類には該当するものはありません。
規則第4条第2号ニ	10	個人番号利用事務実施者が適当と認める方法	10-1	地方税手続電子証明書（地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第24条の39第7項第2号に規定する電子証明書（同号イに該当するものを除く。）をいう。）及び当該地方税手続電子証明書により確認される電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。以下「電子署名」という。）が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（個人番号利用事務実施者が提供を受ける場合に限る。）	本人がオンラインで個人番号の提供を行う場合の身元確認措置	eTAXで認めている電子証明書（番号利用事務実施者のみ）
			10-2	民間電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号。以下「電子署名法」という。）第4条第1項に規定する認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る業務の用に供する電子証明書（個人識別事項の記録のあるものに限る。）をいう。）及び当該民間電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（個人番号関係事務実施者が提供を受ける場合に限る。）		電子署名法第四条第一項に規定する認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る業務の用に供する電子証明書（番号関係事務実施者のみ）
			10-3	個人番号関係事務実施者が本人であることの確認を行った上で本人に対して一に限り発行する識別符号及び暗証符号等により認証する方法		番号関係事務実施者が本人であることを確認した上で発行されるID及びパスワード
規則第6条第1項第3号	11	官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給された書類その他の本人の代理人として個人番号の提供することを証明するものとして個人番号利用事務実施者が適当と認める書類	11-1	本人の署名及び押印並びに代理人の個人識別事項の記載及び押印があるもの（税理士法（昭和26年法律第237号）第2条第1項の事務を行う者から個人番号の提供を受ける場合を除く。）	代理人が窓口に来庁して個人番号の提供を行う場合の代理権確認書類	委任状に準ずる書類（本人並びに代理人の個人識別事項（氏名及び住所又は生年月日）の記載及び押印のあるもの）で、提出が必要
			11-2	個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限り、税理士法第2条第1項の事務を行う者から個人番号の提供を受ける場合を除く。）		本人しか持ち得ない書類（例：マイナンバーカード（個人番号カード）、健康保険証、自動車検査証）で、写しの提出が必要
規則第7条第1項第2号	12	官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、令第12条第2項第1号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	12-1	写真付身分証明書等	代理人が窓口に来庁して個人番号の提供を行う場合の写真つき身元確認書類	1-1と同じ。
			12-2	写真付公的書類		1-2と同じ。

規則第7条第2項	13	登記事項証明書その他の官公署から発行され、又は発給された書類及び現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）	13-1	登記事項証明書、印鑑登録証明書その他の官公署から発行又は発給をされた書類その他これに類する書類であって、当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの（提示時において有効なもの又は発行若しくは発給をされた日から6か月以内のものに限る。以下「登記事項証明書等」という。）並びに社員証等、現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類（以下「社員証等」という。）	法人である代理人が窓口に来庁して個人番号の提供を行う場合の身元確認書類	下記の書類及び社員証等の法人との関係を証する書類（社員証等が発行されない場合は「法人の従業員である旨の証明書」） ・登記事項証明書（登記情報提供サービスの登記情報を電子計算機を用いて出力することにより作成した書面を含む） ・印鑑登録証明書
			13-2	国税等の領収証書等（当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもので、提示時において領収日付又は発行年月日が6か月以内のものに限る。以下「法人に係る国税等の領収証書等」という。）及び社員証等		下記の書類及び社員証等の法人との関係を証する書類（社員証等が発行されない場合は「法人の従業員である旨の証明書」） ・地方税、国税、社会保険料、公共料金の領収書（領収証書） ・各種税証明書
規則第9条第1項第2号	14	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	14-1	写真なし身分証明書等	代理人が窓口に来庁して個人番号の提供を行う場合の写真つきでない身元確認書類	2-1と同じ。
			14-2	地方税等の領収証書等		2-2と同じ。
			14-3	写真なし公的書類		2-3と同じ。
			14-4	本人交付用書類		2-4と同じ。
規則第9条第3項	15	本人及び代理人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項	15-1	本人と代理人の関係及び個人番号利用事務等実施者により各人別に付された番号、本人との取引や給付等を行う場合において使用している金融機関の口座番号（本人名義に限る。）、証券番号、直近の取引年月日等の取引固有の情報等のうちの複数の事項	代理人が電話で個人番号の提供を行う場合の身元確認のための事項	7-1と同じ。
規則第9条第4項	16	令第12条第2項第1号に掲げる書類に記載されている個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかであると個人番号利用事務実施者が認める場合	16-1	雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている雇用関係その他これに準ずる関係にある者であって、知覚すること等により、本人の代理人として個人番号を提供する者が令第12条第2項第1号に掲げる書類に記載されている個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であること（以下「個人番号の提供を行う者が本人の代理人であること」という。）が明らかかな場合	代理人が本人と雇用関係等のある者に個人番号の提供を行う場合の身元確認措置	雇用関係にある者から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人の代理人であることが確認できる場合
			16-2	扶養親族等であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人の代理人であることが明らかかな場合		扶養親族等から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人の代理人であることが確認できる場合
			16-3	過去に本人であることの確認を行っている同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人の代理人であることが明らかかな場合		過去に本人確認を実施しており、対面で本人の代理人と確認できる場合
			16-4	代理人が法人であって、過去に個人番号利用事務等実施者に対し規則第7条第2項に定める書類の提示を行っていること等により、個人番号の提供を行う者が本人の代理人であることが明らかかな場合		代理人が法人であって、過去に登記事項・印鑑登録証明書や社員証により本人代理人の確認をしている場合
規則第9条第5項第6号	17	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。）	17-1	官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの	代理人が窓口に来庁して個人番号の提供を行う場合の番号確認書類	現在のところ市税に関する書類には該当するものはありません。
			17-2	還付された個人番号カード又は還付された通知カード		国外転出者に還付される個人番号カード又は通知カード

規則第10条第1号	18	本人及び代理人の個人識別事項並びに本人の代理人として個人番号の提供を行うことを証明する情報の送信を受けることその他の個人番号利用事務実施者が適当と認める方法	18-1	本人及び代理人の個人識別事項並びに本人の代理人として個人番号の提供を行うことを証明する情報の送信を受けること	代理人がオンラインで個人番号の提供を行う場合の代理権確認措置	委任状（税務代理権限証書）のデータの送信
			18-2	地方税法第762条第1項に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織（以下「地方税ポータルシステム」という。）から本人に通知した識別符号を入力して、当該提供に係る情報の送信を受けること		本人の利用者IDを入力した上での送信
規則第10条第2号	19	代理人に係る署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第3条第1項に規定する署名用電子証明書をいう。）及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることその他の個人番号利用事務実施者が適当と認める方法	19-1	代理人に係る署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（公的個人認証法第17条第4項に規定する署名検証者又は同条第5項に規定する署名確認者が個人番号の提供を受ける場合に限る。）	代理人がオンラインで個人番号の提供を行う場合の身元確認措置	代理人の署名用電子証明書
			19-2	代理人に係る地方税手続電子証明書及び当該地方税手続電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（個人番号利用事務実施者が提供を受ける場合に限る。）		代理人のeLTAXで認めている電子証明（番号利用事務実施者のみ）
			19-3	代理人に係る民間電子証明書及び当該民間電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（個人番号関係事務実施者が提供を受ける場合に限る。）		代理人の電子署名法第四条第一項に規定する認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る業務の用に供する電子証明書（番号関係事務実施者のみ）
			19-4	代理人が法人である場合には、商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書並びに当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（個人番号関係事務実施者が提供を受ける場合に限る。）		法人代理人の電子証明書（商業登記認証局が発行する電子証明書）
			19-5	個人番号関係事務実施者が本人であることの確認を行った上で代理人に対して一に限り発行する識別符号及び暗証符号等により認証する方法		個人番号関係事務実施者が本人であることを確認した上で発行されるID及びパスワード
			19-6	本人の代理人（当該代理人が税理士法第48条の2に規定する税理士法人又は同法第51条第3項の規定により通知している弁護士法人（以下「税理士法人等」という。）の場合に限る。）に所属する税理士又は同法第51条第1項の規定により通知している弁護士（以下「税理士等」という。）から個人番号の提供を受ける場合には、当該税理士等に係る署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報を、地方税ポータルシステムから当該代理人又は当該税理士等に通知した識別符号及び暗証符号を入力して送信を受ける方法（同法第2条第1項の事務に関し提供を受ける場合に限る。）		税理士法人又は通知弁護士法人に所属している税理士又は通知弁護士に係る署名用電子証明書並びに利用者ID及び暗証番号の入力
			19-7	本人の代理人（当該代理人が税理士法人等の場合に限る。）に所属する税理士等から個人番号の提供を受ける場合には、当該税理士等に係る地方税手続電子証明書及び当該地方税手続電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報を、地方税ポータルシステムから当該代理人又は当該税理士等に通知した識別符号及び暗証符号を入力して送信を受ける方法（同法第2条第1項の事務に関し提供を受ける場合に限る。）		税理士法人又は通知弁護士法人に所属している税理士又は通知弁護士法人に係るeLTAXで認めている電子証明書並びに利用者識別番号及び暗証番号の入力

規則第10条第3号前段	20 官公署若しくは個人番号利用事務等実施者から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であつて個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。）	20-1	本人の個人番号カード又は通知カード	代理人がオンラインで個人番号の提供を行う場合の番号確認書類	(本人の) マイナンバーカード（個人番号カード）、通知カード
		20-2	本人の還付された個人番号カード又は還付された通知カード		(本人の) 国外転出者に還付されるマイナンバーカード（個人番号カード）又は通知カード
		20-3	本人の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であつて、氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び個人番号が記載されたもの		(本人の) 住民票の写し、住民票記載事項証明書（個人番号が記載されたものに限る）
		20-4	官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの		現在のところ市税に関する書類には該当するものではありません。